

クロスボーダー金融取引に関する 規制への対応

2016年3月1日

執筆者：大内 大輔

クロスボーダー金融取引を取り巻く状況と課題

近年、事業環境のグローバル化に伴い、アジア、南米等を中心とした日系企業の海外進出が増加している。これに対応すべく、金融業界においても、日本の金融機関等（銀行、リース会社等）から海外の日系企業（事業会社）に対し、金融機関等の現地法人や支店を仲介せずに直接クロスボーダーのリース、ローン、割賦等のファイナンス（クロスボーダー金融取引）を提供するケースが増加している。クロスボーダー金融取引のメリットは、資金の供給者側（日系金融機関等）においては、現地法人・支店がない国の日系企業に対してファイナンスを提供することができることであり、日系企業においては自社の日本における信用力を活用し、有利に海外で資金調達を行うことができることが挙げられる。

一方で、金融機関等が拠点を有していない国に対するクロスボーダー金融取引は、取引実行に付随する規制（例：ライセンス規制、送金・預規制、源泉税、会計制度等）の調査・確認において、相応の負荷が発生する。特に新興国の制度は頻繁に変更される傾向にあり、過去に調査済みであっても、取引実行時点において既に制度が過去のものとなっている可能性がある。また、国によっては改正の開示が現地語のみで行われ、英語による情報を適時に入手できないケースもある。このような状況を踏まえ、以下、クロスボーダー金融取引の実行に伴う規制上の主要論点を概説する。なお、本稿は執筆者の私見に基づく記載であり、実際の取引における各国の当局判断および制度上の取り扱い等を保証するものではないことに留意頂きたい。

金融規制

クロスボーダー金融取引に関連する金融規制としては、大別して二種類を挙げることができる。一方はライセンス規制、もう一方は外国為替規制である。ライセンス規制は取引を実行する際に必要なライセンス（許認可等）を定義した規制であり、例えば、リース業、貸金業、割賦業の実行に必要なライセンスが考えられる。クロスボーダー金融取引が国境を跨ぐ取引である以上、ライセンスを規定した法規制においては取り扱いが明文化されていないケースが多い。したがって、現地当局または現地専門家への確認や現地プラクティスの調査が必要となる。

外国為替規制については、さらに取引規制、預金規制に分類することができる。取引規制は、自国通貨と外国通貨(外貨)の為替交換の規制、国内における外貨流通の規制、国外への送金規制等がある。預金規制は、国内における外貨預金口座の開設規制、国外における預金口座の開設規制、口座の保有残高規制等がある(【図表 1】参照)。いずれも、国内における外貨口座の開設や預金上限額等を設定することにより外貨の流通を制限し、自国通貨の保護を図るものであり、特に新興国において厳しい制限が課せられる傾向にある(イメージは【図表 2】参照)。

【図表 1: クロスボーダー金融取引に関連する規制分類】

大区分	小区分	概要
ライセンス規制	貸金業	貸金業を営む際に必要なライセンス
	リース業	リース業を営む際に必要なライセンス
	割賦業	割賦業を営む際に必要なライセンス
	その他	上記以外の許認可
外国為替規制	取引規制	通貨の交換、流通、送金等における規制
	預金規制	預金口座の開設、残高等の規制
	その他	上記以外の規制

【図表 2: 国別の外国為替規制の強度イメージ】

分類	国	規制強度		
		強	中	弱
先進国	米国			●
先進国	オーストラリア			●
先進国	シンガポール			●
先進国	香港			●
新興国	タイ	●		
新興国	マレーシア	●		
新興国	ベトナム	●		
新興国	フィリピン		●	
新興国	インド	●		
新興国	ブラジル	●		

税制

クロスボーダー金融取引から発生する収益および費用は、それぞれの取引当事者が所在する国の税法上の取り扱いに従って処理される。恒久的施設(支店・事業所等)が所在する国においては発生した事業所得に対し現地税務当局より課税され、恒久的施設が存在しない場合、事業所得に対する現地課税はなく本国でのみ課税されることが一般的である。なお、恒久的施設が存在しない場合であっても、ローンの返済、リース料の支払、割賦代金返済に含まれる利息相当額、有形・無形の資産に対する使用料等については、現地において源泉徴収されるケースが一般的である。源泉徴収に適用される税率は各国税法において定められているが、取引当事者が所在する二国間において租税条約が締結されている場合には、国内税法に優先して租税条約上の軽減税率を適用することが可能となる。上記以外の税としては、モノ・サービスの売買・移転に伴い付加価値税(Value Added Tax: VAT)や関税が課される可能性がある。また、グループ会社間取引においては移転価格税制への配慮も必要となる。税務上の取り扱いについては、現地にネットワークを有する税務専門家との協働を推奨する。

会計制度

クロスボーダー金融取引に関連する会計制度は、リース会計、金融商品会計が中心となる。欧州や新興国を中心としてIFRSの適用が進んでいるが、日本、米国、IFRSの会計処理は一定の相違点(例:ローン利息の計上方法、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースの分類方法、割賦取引の収益計上方法等)が存在する。また、2019年1月以降に発効予定のIFRS16(リース)においては、借手(レシー)側においてファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分が撤廃され、原則としてすべてのリースにおける資産・負債が認識される点で従来の会計基準IAS17(リース)と大きく異なる。結果、借手(レシー)の貸借対照表においてオフバランスとなっているオペレーティング・リースにつき、相当の金額がオンバランスとなることが予測されている。これらの動向に留意し、課税所得計算にも繋がり得る会計処理を適切に実行することが必要となる。

規制調査・改正への対処法

基本的には、法規制や規制官庁の見解、(数は少ないものの)市中の書籍等を用い、上記のような論点を確認することが第一選択となると思われる。ただし、冒頭に示したとおり、特に新興国において規制が定期的に変更される傾向があるため、仮に過去に調査済みの項目であっても、直近の状況を再確認・再調査する必要性が高いと思われる。特に【図表 2】で示したとおり、新興国においては、一般的に規制が厳しい国が多い。また、規制の体系が複雑となっており、分かり難い状況となっている国も見受けられる。さらに現地当局の対応についても、担当者によって一貫性がないケースがある。したがって、取引の検討段階において、現地専門家とネットワークを有する会計事務所、法律事務所等への事前相談を推奨する。

おわりに

筆者が所属する監査法人では、世界 150 か国、20 万人を超えるデロイト トーマツ グループのネットワークを活用し、クロスボーダー金融取引の規制調査における支援を行っている。特に、本稿に取り上げたクロスボーダーリース、ローン、割賦等の規制調査において、金融機関等に対して複数年の実績を有している。その他、金融機関等の現地法人設立における支援、海外中央銀行に向けた金融規制改革提言等のプロジェクト実績も有しており、金融機関等の海外進出を広く支援できる体制となっている。また、基礎的な事項の確認においては、2016 年 4 月に中央経済社より上梓予定の書籍「クロスボーダー金融取引の規制と実務」も参考になるとと思われるため、必要に応じてご確認いただきたい。

【執筆者紹介】

大内 大輔 マネジャー

米国公認会計士(ワシントン州)、公認内部監査人

金融機関等に対する海外規制(金融取引規制・会計・税制、30 か国以上)の調査およびアドバイザー、海外中央銀行に向けた金融規制改革提言、金融機関等の海外進出プロジェクト管理等に従事。過去には日系・米系の投資銀行等に所属し、規制調査、主計、投資会計・税財務、当局報告、海外プロジェクト管理(欧州滞在を含む)等に携わる。著書「クロスボーダー金融取引の規制と実務」中央経済社、2016 年 4 月上梓予定。

E-mail: daisuke.ouchi@tohmatu.co.jp

【お問い合わせ先】

有限責任監査法人 トーマツ 金融インダストリーグループ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

Tel:03-6213-1163(代表) Fax:03-6213-1186

担当: 大内

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。